



えひめ



松山港外港地区国際物流ターミナル

(写真提供：愛媛県)

★Contents★

- 年頭挨拶
- 『今治港テロ対策合同訓練』を行いました
- 防災エキスパートとの合同訓練（第2回）
～災害時の現場記録～
- 松山空港（エプロン新設）現場見学会を開催しました！！
- 現場だより『松山空港ターミナル地域再編整備事業においてエプロン新7番スポットを新設！』
- まつやまミニ環境フォーラム『海ごみを集める船のおしごと』を開催しました！
- 編集後記

年頭挨拶

あけましておめでとうございます。謹んで新春のお慶びを申し上げます。本年もよろしく願いいたします。

昨年末に令和3年度補正予算が成立し、松山港では利用船舶の大型化に対応するための岸壁延伸、東予港では航路拡幅を行います。これらは港の利便性・安全性の向上を目的とするもので、その効果が港湾利用企業や地域経済の元気につながるよう着実に進めて参ります。

さて本年は県内の港で2つの「四国初」があります。一つは今治港開港100周年です。今治港は1922年に「四国初」の開港（関税法指定）となり今日まで国内外の海上交通の拠点として利用されています。もう一つはみなとオアシス全国協議会総会および“みなとオアシスSea級グルメ全国大会”が八幡浜市で「四国初」開催される運びとなりました。令和4年11月12日、13日に「みなとオアシス八幡浜みなと」に全国各地からSea級グルメが集合しますので、皆様ぜひおいで下さい。

本年も所員一丸となって、港湾・空港整備、海洋環境整備、港湾保安業務等に取り組んで参ります。引き続きご理解、ご支援のほど、よろしくお願い申し上げます。

『今治港テロ対策合同訓練』を行いました

令和3年12月1日に今治港富田埠頭において、テロ事案発生時における関係機関の連携と対処能力の向上を図ることを目的として、今治海上保安部、今治警察署、今治市、今治市消防本部、神戸税関、高松出入国在留管理局、四国運輸局、今治港運協会、今治港曳船協議会など14機関約100名が参加したテロ対策合同訓練を実施しました。



訓練は、武器を携行した国際テロリストが小型船で今治港に上陸するという仮定のもと、テロ情報の伝達から、海上警戒、岸壁等の港湾施設の閉鎖、巡視艇による不審船の追跡、不審物の検査、テロリストの制圧、負傷者の搬送までを行いました。現場の緊迫した雰囲気が漂う中、各機関が連携し、円滑な事態収拾にあたりました。

防災エキスパートとの合同訓練(第2回)～災害時の現場記録～

令和3年11月29日に「四国地方防災エキスパート(港湾・空港)」のご指導のもと、地震災害発生後における港湾施設の現況把握について合同訓練を開催しました。事前の講義では、現況把握にあたっての重要な視点として、被災施設がどのように使用されていたのかをイメージした上で、被災の全体像や被災の程度を迅速かつ的確に把握し、利用船舶が着岸出来るかを判断するなど、部分的ではなく全体を俯瞰した考察が必要であることの説明を受けました。

その後の実技講習では、当事務所周辺を被災箇所と仮定し、構造物の損傷具合を点検して調査票を作成する流れで行われました。

今回の訓練に参加し、特に印象に残ったのは、点検班が携帯するインカム付きのウェアラブルカメラの映像を見ながら、事務所内に設置した災害対策拠点から点検指示を出し、現地からの情報を資料として作成する訓練でした。講師からは、「現地の被災状況や利用の可否を他の関係機関などへ正確に伝達するため、どのような資料を作るべきかをしっかり考えないといけない。ただし、資料を作る時間は限られているので、正確性と迅速な対応が必要である。」とのアドバイスを頂き、訓練に取り組みましたが、現地にはいない・離れた相手に正確な情報を伝える難しさを痛感しました。

四国において、南海トラフ地震等の大規模災害は不可避であると言われていています。引き続き、このような訓練を今後も継続して実施し、来る災害に備えていきたいと考えています。



松山空港(エプロン新設)現場見学会を開催しました！！



▲空港概要・工事概要説明

令和3年10月27日、松山空港エプロン新設の工事現場において、愛媛県立松山工業高等学校土木科2年生（37名）を対象とした現場見学会を開催しました。

空港工事は一般的に、空港制限区域内という特殊性のため、夜間工事が多いことから、普段学生の皆さんに見学いただく事は難しいのですが、今回の工事現場は制限区域外のため、航空機が駐機するエプロンのコンクリート打設の様子を間近で見学いただく事が出来ました。

また、新型コロナウイルス感染症の影響から、例年と比べて工事現場を見る機会が少ないという事も相まって、学生の皆さんが真剣な眼差しで配布した資料や現場を見られていた事が印象的でした。見学会後、学校関係者から「コンクリートの圧縮試験は実習で経験出来るが、曲げ試験を実習で扱う機会は少ない。このため、供試体を見てイメージするだけでも良い学習になる。」などのコメントをいただく事が出来ました。

※1・・・航空機等の荷重に耐える強度を有するかを調べるための試験体



▼現場見学(曲げ供試体※1)

▲現場見学(現場説明)



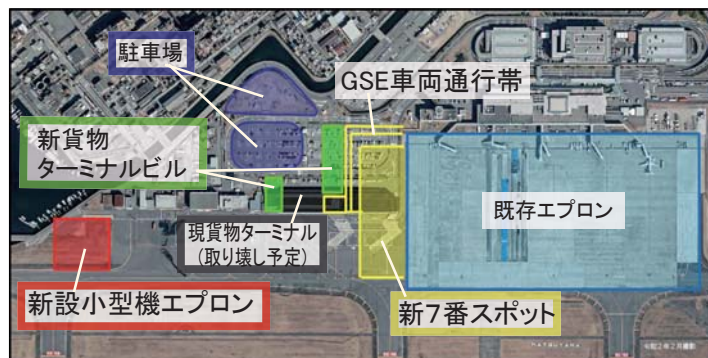
現場だより

松山空港ターミナル地域再編整備事業において エプロン新7番スポットを新設！

現在松山空港には、国内線9路線、国際線3路線を定期運行※しており、中国・四国地方において最大級の旅客数を有する空港です。

※新型コロナウイルスの影響により運休している路線も含んでいます。

当空港では、近年の旅客需要への対応、既存貨物ビルの耐震性の確保といった課題があり、これらに対応するため、「松山空港ターミナル地域再編整備事業」として、航空機の新しい駐機場である新7番スポットの増設、貨物ビルの移設が計画されています。



工事着手前



工事の様子



今年度、当事務所では、新貨物ビルの令和4年1月下旬供用開始に向けて、新貨物ビルの運用に必要なGSE通行帯を含め、エプロンの新設工事（一部）を実施しています。また、新7番スポットの新設に伴い、既設の小型機エプロンが使用できなくなるため、小型機エプロンの新設工事も併せて実施しています。

現在、新型コロナウイルスの影響により、減便・運休が続いている厳しい状況にあります。コロナ禍が収束した後、地域経済の復興・発展に貢献できるよう、引き続き空港の整備に努めてまいります。



新7番
スポットの
様子



まつやまミニ環境フォーラム

『海ごみを集める船のおしごと』を開催しました！

初！
オンラインイベント！

令和3年11月20日、松山市が例年主催している「まつやまミニ環境フォーラム」の一環として、海ごみ問題をテーマにオンラインイベントを開催しました。

子供から大人まで32組の参加をいただき、当事務所の事業概要の紹介をはじめ、普段は見る事が出来ない港湾業務艇「くるしま」による海上パトロールの様子や、海洋環境整備船「いしづち」による浮遊ごみ回収の様子を映像(事前収録)でお届けしました。



▲事業概要の紹介



▲「くるしま」映像の一部

海上パトロールの映像では、松山港周辺の海を漂っているごみの様子や、松山港外港地区に設置しているガントリークレーン、松山空港を離発着する飛行機など、海上からみた松山港周辺の様子について、実際に港湾業務艇に乗船しているような臨場感で伝えることができました。

また、浮遊ごみ回収の映像では、令和2年7月豪雨後に海に流れ出た流木等の状況、「いしづち」のコンテナに入ってきたごみをコンテナの奥に誘導する船員目線での映像、伊予灘における水質調査の状況など、リアルな「いしづち」の作業の様子を伝えることができました。

イベント終盤の質問コーナーでは、クイズを交えながら事前にいただいていた質問について回答しました。「1日どれくらいの量のごみが回収されるのか」など、多数の質問をいただき、世代を問わず海ごみ問題に関心をもっていただいていることが分かりました。

コロナ禍の中、イベントを開催することが難しい状況は続いています。今後も開催方法を工夫しながら、海洋環境整備事業をはじめとした当事務所事業のPRを行っていきます。



▲「いしづち」映像の一部

編集後記

あけましておめでとうございます。

この広報誌を担当するようになってから、早くも9ヶ月経ちました。慣れない広報業務もなんとか取り組むことができている。これもひとえに、皆さまのあたたかいご支援のおかげです。心よりお礼申し上げます。

今年度も残り3ヶ月をきりましたが、最後まで精進してまいりたいと思いますので、引き続きどうぞよろしく願いいたします。

企画調整課 松本

< 事務所のご案内 >

■松山港湾・空港整備事務所

〒791-8058 松山市海岸通2426-1 【TEL】089-951-0161 【FAX】089-946-8010

■東予港出張所

〒799-1353 西条市三津屋南2-15 【TEL】0898-64-3650 【FAX】0898-65-5187

Coastline えひめ No.45 編集・発行 (紙面編集/東)



国土交通省四国地方整備局
松山港湾・空港整備事務所

【e-mail (企画調整課)】 pa.skr-mtjm-i88s3@mlit.go.jp

【URL】 <https://www.pa.skr.mlit.go.jp/matsuyama/index.html>

【海とみなとの相談窓口】 0120-497-370 (全国共通フリーダイヤル)

受付時間 9:30~12:00、13:00~17:00 (土・日・祝祭日・年末年始を除く)